

# 経営再開マスタープランの概要

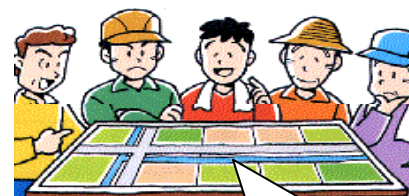
～皆さんの地域の農地について考えてみませんか～

## 1 経営再開マスタープランは、農業の復興とその発展を図るための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域における話し合いによって、

- ◎今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)などを決めていただきます。

〈地域における話し合い〉



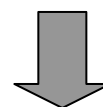
## 2 経営再開マスタープランには、様々なメリットがあります。

☆ 経営再開マスタープランに位置付けられると、

- ◎農地集積支援金(中心となる経営体に農地を提供する方)
- ◎規模拡大加算(農地を集積する方)
- ◎青年就農給付金(経営開始型)(45歳未満で独立・自営就農する方)
- ◎被災者向け農の雇用事業(被災農業者で農業法人等で研修を希望する方)
- ◎スーパーL資金の当初5年間無利子化(認定農業者)
- ◎被災農業者経営能力向上事業(経営再開に必要な研修を受ける方)

といった支援を受けることができます。

- 経営再開マスタープランは、仙台市ではおおむねJAの支店単位で作成します。
- 作成地区の単位(14地区)  
原町・岩切、高砂、岡田、七郷、六郷、中田、四郎丸、長町、西多賀、生出、秋保、宮城、泉、根白石



〈市町村による検討会の開催〉

## 3 経営再開マスタープランは、随時、見直すことができます。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。  
一旦プランを決めても、

- ◎新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎引退を決意して農地集積支援金をもらおうとするとき

など、プランを見直せば、「2」のメリットを受けられます。

- 農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、地域での話し合いを反映した経営再開マスタープランの原案を作成します。
- 検討会の審査の結果適当と判断されたものは、仙台市が経営再開マスタープランとして正式決定します。

# ＜経営再開マスタープラン＞

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）
仙台市	〇〇地区	平成〇年〇月		

## 1. 今後の地域の中心となる経営体

経営体 (氏名)	経営者 代表者 の年齢	構成員 (従業員)	後継 者の有 無	戸別 所得 補償 制度の 加入者	現状 〔平成23年度〕		計画 〔平成28年度〕		新規就農・ 6次産業 化、高付 加価値化、 複合化・ 低コスト 化・法人 化等の取 組	活用が見込まれる施策						
					経営 内容 (作目)	経営 規模 (ha、頭 数等)	経営 内容 (作目)	経営 規模 (ha、頭 数等)		取 組 年 度	規模 拡大 加算	青年 就農 付金 (開始 型)	スーパ ーL資 金の金 利負担 軽減措 置	耕作放 棄地再 生利用 緊急対 策交付 金	被災者 向け農 の雇用 事業	被災農 業者経 営能力 向上事 業
A 法人	才	名 ( )			土地利 用型 (水稲)	ha	土地利 用型 (水稲)	ha								
B 集落営 農組合	才															
E 氏	才															

※地域の中心となる経営体：認定農業者、規模拡大の志向のある経営体、45歳未満の新規就農者、経営再開や就農に必要な研修を受けようとする被災農業者や就農を希望する被災者等

## 2. 地域の中心となる経営体以外の農業者

### (1) 農地の提供等により地域の中心となる経営体と連携する農業者

農地の提供等 により連携 する農業者	年齢	後継 者の有 無	戸別 所得 補償 制度の 加入者	現状 〔平成23年度〕		計画 〔平成28年度〕		活用が見込まれる 施策
				経営 内容 (作目)	経営 規模 (ha、頭 数等)	経営 内容 (作目)	経営 規模 (ha、頭 数等)	被災地域農地 集積支援金
	才			水稲	ha	水稲	ha	
	才							

### (2) その他の農業者の状況

経営内容（作目）ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み
土地利用型水稲（〇ha以上）	経営体	

## 3. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者のあり方）		
取組事項	対応	コメント
複合化		
6次産業化		
高付加価値化		
新規就農の促進		
その他 [ ]		